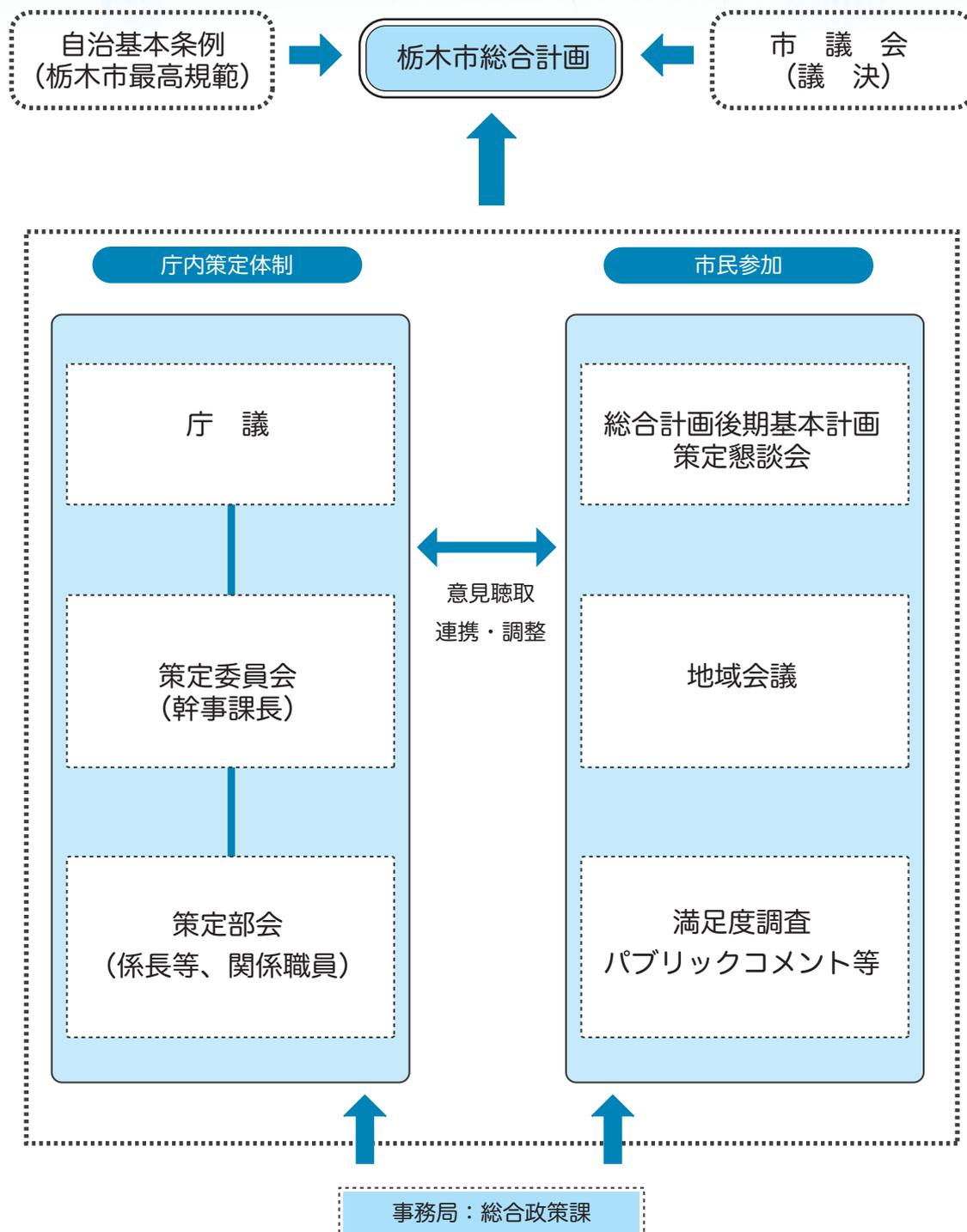


# 資料編

# 資料編

## 総合計画後期基本計画策定体制



# 栃木市総合計画後期基本計画策定懇談会 参加者一覧

(敬称略：団体名等は第1回懇談会開催時のもの)

| 区分   | 氏名     | 団体名等            | 区分   | 氏名     | 団体名等                         |
|------|--------|-----------------|------|--------|------------------------------|
| 座長   | 中村 祐司  | 宇都宮大学教授         | メンバー | 野口 邦子  | 栃木市民生委員児童委員協議会連合会            |
| 副座長  | 増山 正明  | 栃木市都市計画審議会      | //   | 二宮 幸子  | 栃木市農業士会                      |
| メンバー | 関口 孫一郎 | 栃木市議会議員         | //   | 大川 吉弘  | 栃木商工会議所                      |
| //   | 氏家 晃   | 栃木市議会議員         | //   | 藤崎 英治  | 大平町商工会                       |
| //   | 岡 賢治   | 栃木市議会議員         | //   | 伊藤 邦夫  | 藤岡町商工会                       |
| //   | 高岩 義祐  | 栃木市議会議員         | //   | 田村 栄   | 都賀町商工会                       |
| //   | 大島 努   | 栃木市自治会連合会       | //   | 飯沼 邦章  | 西方商工会                        |
| //   | 関口 利枝  | 栃木中央地域会議        | //   | 川原井 正敏 | 岩舟町商工会                       |
| //   | 荻島 哲   | 栃木東部地域会議        | //   | 河田 公美  | 栃木市地区観光協会連絡協議会               |
| //   | 癸生川 孔章 | 栃木西部地域会議        | //   | 堀江 修   | 栃木市PTA連合会                    |
| //   | 関根 淑子  | 大平地域会議          | //   | 石川 健太郎 | 栃木市幼稚園連合会                    |
| //   | 田中 廣   | 藤岡地域会議          | //   | 佐藤 克典  | 日本労働組合総連合会栃木県連合会<br>下都賀地域協議会 |
| //   | 山田 加代子 | 都賀地域会議          | //   | 大塚 孝司朗 | 栃木市体育協会                      |
| //   | 山ノ井 一男 | 西方地域会議          | //   | 小山 幸一  | 栃木市文化活動協議会                   |
| //   | 寺内 正市  | 岩舟地域会議          | //   | 関口 昌英  | 栃木市市民会議                      |
| //   | 石崎 常男  | 栃木市消防団          | //   | 橋本 晴美  | 栃木市市民会議                      |
| //   | 関口 輝雄  | 部落解放同盟栃木市協議会    | //   | 山土家 康雄 | 栃木市市民会議                      |
| //   | 池澤 佐知子 | 栃木市女性団体連絡協議会    | //   | 安生 孝章  | 公募参加者                        |
| //   | 小林 一成  | 栃木市社会福祉協議会      | //   | 熊倉 充義  | 公募参加者                        |
| //   | 江原 昭吉  | 栃木市身体障害者福祉会連合会  | //   | 小島 計子  | 公募参加者                        |
| //   | 谷田 美佐子 | 栃木市手をつなぐ育成会     | //   | 横倉 利夫  | 公募参加者                        |
| //   | 齋藤 秀夫  | とちぎ蔵の街シニアクラブ連合会 | //   | 渡邊 裕   | 公募参加者                        |
| //   | 鯉沼 恵子  | 栃木市母子保健推進員協議会   |      |        |                              |

# 栃木市総合計画後期基本計画策定懇談会設置要綱

## (設置)

第1条 栃木市総合計画後期基本計画を策定するに当たり、基本的な事項について意見を求めるため、栃木市総合計画後期基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 懇談会は、50人以内の参加者をもって構成する。

2 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉、産業、教育、市民活動その他の市が実施する施策について専門的な知見を有する者
- (3) 市議会議員
- (4) 公募による者

## (依頼期間)

第3条 懇談会の参加者として依頼する期間は、平成30年3月31日までとする。

## (招集)

第4条 懇談会は、市長が招集する。

## (座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長は参加者の互選により定め、副座長は参加者のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、会議の進行、調整等を行う。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

## (補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

## 策定経過

| 年月日    | 内容               |  |
|--------|------------------|--|
| 平成28年  | 11月下旬～<br>12月下旬  | 住民アンケート調査（まちづくり施策の満足度、重要度等調査）                        |
|        | 12月27日           | 庁議（基本計画策定方針、策定体制、策定スケジュール）                           |
| 平成29年  | 4月5日・6日          | 職員説明会（後期基本計画策定方針等）                                   |
|        | 4月下旬～<br>6月上旬    | 後期基本計画策定部会（後期基本計画素案）                                 |
|        | 4月中旬～<br>5月下旬    | 各地域会議（地域計画）  |
|        | 5月19日            | 第1回総合計画後期基本計画策定委員会<br>（前期基本計画検証、将来人口、施策体系、行政改革大綱骨子）  |
|        | 5月26日            | 第1回総合計画後期基本計画策定懇談会<br>（前期基本計画検証、将来人口、施策体系、行政改革大綱骨子）  |
|        | 6月26日            | 第2回総合計画後期基本計画策定委員会<br>（総合計画後期基本計画素案、行政改革大綱・財政自立計画素案） |
|        | 7月11日            | 第2回総合計画後期基本計画策定懇談会<br>（総合計画後期基本計画素案、行政改革大綱・財政自立計画素案） |
|        | 7月24日            | 庁議（総合計画後期基本計画素案、行政改革大綱・財政自立計画素案）                     |
|        | 7月31日            | 議員研究会  |
|        | 8月10日～<br>9月8日   | パブリックコメント  |
|        | 10月19日           | 第3回総合計画後期基本計画策定委員会<br>（総合計画後期基本計画案、行政改革大綱・財政自立計画案）   |
|        | 10月31日           | 第3回総合計画後期基本計画策定懇談会<br>（総合計画後期基本計画案、行政改革大綱・財政自立計画案）   |
|        | 11月10日           | 庁議（総合計画後期基本計画案、行政改革大綱・財政自立計画案）                       |
| 11月17日 | 議員研究会            |  |
| 12月1日  | 平成29年第4回栃木市議会定例会 |  |

# 用語解説一覧

## 【あ行】

- ICT…………… : Information and Communication Technologyの略。情報通信技術のこと。
- アウトカム指標…………… : 施策や事業の実施により発生する効果・成果を表すもの。
- アウトプット指標…………… : 事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量を表すもの。
- アクティブスポーツ…………… : 山や川、空などの大自然を舞台に、思い切り体を動かし、楽しめるスポーツのこと。
- インバウンド観光…………… : 訪日外国人旅行を見据えた観光のこと。
- エコオフィス…………… : 省エネルギー等の環境に配慮した活動に取り組む事業所のこと。
- エコタウン…………… : 環境と調和したまちのこと。
- NPO…………… : Non-Profit Organizationの略。市民の自発的な社会活動を行う営利を目的としない組織・団体のこと。
- エネルギー政策…………… : エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針のこと。
- エネルギーミックス…………… : 電気を安定して供給するため、特定の発電方法に偏らず、それぞれのエネルギー源の特性を活かしてバランス良く組み合わせること。
- 温室効果ガス…………… : 大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。

## 【か行】

- 学校支援ボランティア…………… : 地域の教育力や活力を活かし、学校の教育活動や環境整備などを手伝えるボランティア活動、又はそうした活動を担う人材のこと。
- 合併処理浄化槽…………… : 生活排水とし尿をあわせて処理することのできる個別設置型の水処理施設のこと。
- かんがい排水施設…………… : 農作物に水をかける「かんがい」や、大雨の際に農作物が水を被らないよう「排水」を行う施設のこと。
- 既存住宅ストック…………… : 市内に建築されている既存の住宅のこと。空き家問題などにつながることから、既存住宅（中古住宅）の活用が課題である。
- 行政資源…………… : 行政活動を目的に投入されるヒト・モノ・カネ・情報等の資源のこと。
- 行政評価システム…………… : 政策や事務事業等について、客観的な基準（指標）を用いて、有効性（政策目標の達成度合い）や効率性（行政活動に対するコストの投入度合い）等を評価する手法のこと。
- 景観構造…………… : 自然環境・市街地・田園などの地形や土地利用に基づく、同質的な広がりをもった様々な特色ある景観要素から構成される、市全体の景観の成り立ちのこと。
- 景観資源…………… : 地域のシンボルとして市民に親しまれる、景観的に優れた建造物や街並み、樹木など、個性豊かで魅力的な景観形成を進めていく上で重要な要素となるもの。
- 救急救命士…………… : 救急現場や救急患者を搬送中の救急車内で、医師の指示のもとに救急救命措置を行う者のこと。
- 緊急防災情報伝達システム…………… : 災害時の避難情報や警報などを、多様な通信・放送手段により市民に確実かつ迅速に伝える仕組みのこと。
- 空洞化…………… : モータリゼーションの進展に伴い、郊外での住宅開発や大型小売店の立地等により街なかの人口が減少し、商業や業務機能の衰退、空き家・空き店舗の増加など、まちの活力の低下が進んでしまうこと。

## 【か行】(つづき)

- クリーンエネルギー**…………… : 電気、熱などに変えても有害物質の排出が少ないエネルギーのこと。
- グリーンツーリズム**…………… : 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
- グローバル化**…………… : 情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人・物材・情報の国際的移動が活性化し、様々な分野で国境の意義があいまいになること。
- グローバル時代**…………… : 社会・経済・文化等の地球規模での交流が進み、国際的な協調、共生さらには競争の関係が増大する時代のこと。
- 健康寿命**…………… : 平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。
- 県事業引継ぎ支援センター** : 次世代への事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口のこと。
- 県南5市対抗親善総合競技大会** : 栃木市・佐野市・足利市・小山市・真岡市の5市・5市教育委員会・5市体育協会の主催により、17種目20競技で順位を競う大会のこと。
- 後期高齢者医療制度**…………… : 高齢者と若年世代の費用負担の均衡を図る観点から創設された、75歳以上の高齢者などを対象とする独立した高齢者医療制度のこと。
- 耕作放棄地**…………… : 以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと。
- 互助・共助**…………… : 自分自身や家庭内で解決できない問題に対して、親戚・ボランティア・ご近所など、地域で助け合うこと。
- 子育て世代包括支援センター** : 妊娠・出産・育児に関する相談等に保健師や助産師等の専門職が対応し、支援の調整や関係機関との連絡調整など、切れ目ない支援を行う機関のこと。
- コミュニティ・スクール**…………… : 学校・保護者・地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。
- コミュニティ組織**…………… : 自治会・町内会等の地縁団体や、様々な地域活動を行っているボランティア団体などの組織のこと。
- コミュニティバス(ふれあいバス)** : 地域の住民の利便向上等のため市内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービスのこと。
- コンパクトなまちづくり**…………… : まちの郊外化に歯止めをかけ、市街地に様々な都市機能(居住・公共公益施設・事業所・商業等)を集約し、公共交通機関を確保・活用することで、高齢者を含めた多くの人が便利に歩いて暮らせるまちづくりを進めること。

## 【さ行】

- 再生可能エネルギー**…………… : 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
- 市空き家等対策計画**…………… : 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家問題の解消や空き家の有効活用などを図るために定めた計画のこと。
- シーズ**…………… : 顧客となる住民に対して地方自治体が提供できる新たなサービスなどをいい、将来、住民が望むであろう制度やサービスの種を施策にちりばめることで潜在的なニーズを掘り起こすことができる。(※ニーズ:顧客となる住民の要求や要望)

## 【さ行】(つづき)

- 市健康増進計画**…………… : 「健康増進法」に基づき、市民の健康課題である6つの重点領域を掲げ、市民や医療機関・教育機関等が健康づくりの推進を図ることを定めた計画のこと。
- 市子ども・子育て支援事業計画** : 「子ども子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策や事業を計画的に推進するために定めた計画のこと。
- 自主防災組織**…………… : 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感のもと、災害による被害の予防や軽減のための活動を行う、地域住民が自主的に結成する組織のこと。
- 市生活排水処理構想**…………… : 将来にわたり持続可能な生活排水処理の経営を行うため、各処理方法（公共下水道、農業集落排水、浄化槽）の経済比較等の検討を通じ、望ましい生活排水処理のあり方を定めた構想のこと。
- 施設園芸型農業**…………… : 野菜・果樹・花きなどのハウス栽培による農業のこと。
- 自然エネルギー**…………… : 太陽光や熱、風力、水力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。
- 市男女共同参画プラン**…………… : 「栃木市男女共同参画推進条例」に基づき、市・市民・事業者・教育関係者などが連携・協働して、男女共同参画の推進を図るために定めた行動計画のこと。
- 市地域防災計画**…………… : 「災害対策基本法」に基づき、市・防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項や、災害に係る予防・応急及び復旧・復興対策に関し市・防災関係機関等が処理すべき業務などを定めた計画のこと。
- 市都市計画マスタープラン** : 「都市計画法」に基づき、各地域の特性を活かしながら、既存施設の活用や環境負荷の低減を図るコンパクトで持続可能なまちづくり、高齢社会に対応した安全・安心に暮らせるまちづくりなどをコンセプトに、将来あるべき都市像を具体的に示した計画のこと。
- 指定管理者制度**…………… : 地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営を民間企業等の法人やその他の団体に委託する制度のこと。
- シティプロモーション**…………… : 栃木市の魅力を伝えていくことでイメージが良くなり、みんなに栃木市を知ってもらい、住んでいる人、来てくれる人が増えていくように取り組む戦略のこと。
- 市民会議**…………… : 「栃木市自治基本条例」に基づき、同条例の施行状況や総合計画の進捗状況等を検証するために設置された諮問機関のこと。
- 市民活動推進センター**…………… : 市民による社会貢献活動を推進するための拠点として、市民活動の普及・啓発、情報提供、市民活動団体の支援などを担う施設のこと。
- 市民スポーツフェスティバル**…………… : 世代や地域の垣根を越えた交流を目的に開催される、チーム対抗戦総合スポーツ大会のこと。
- 就業斡旋機関**…………… : 職業紹介や就職支援のサービスを行う機関のこと。
- 重要伝統的建造物群保存地区** : 都市計画と連携しながら、歴史的な集落や街並みの保存・整備を行う伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いものとして国が選定した地区のこと。
- 循環型社会**…………… : 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。
- 生涯活躍のまち構想**…………… : 東京圏をはじめとする地域の中高齢者が、希望に応じ地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることのできるような地域づくりを目指す構想のこと。
- 生涯学習プログラム**…………… : 生涯学習に関する講座・研修会・イベント・会議などの年間事業計画のこと。

## 【さ行】(つづき)

- 小中一貫教育**…………… : 小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。
- 消費生活センター**…………… : 消費者契約のトラブルや消費生活全般に関する相談を行う機関のこと。
- 常備消防**…………… : 専任の職員が勤務する消防本部及び消防署のこと。
- 食育**…………… : 生きる上での基本となる「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活ができるよう指導すること。
- 新市まちづくり計画**…………… : 合併特例法に基づき、合併後の新市を円滑に運営していくためのマスタープランとして策定する計画のこと。
- スカイスポーツ**…………… : 熱気球、ハングライダー・パラグライダー、パラシューティングなど、空中遊泳を楽しむスポーツのこと。
- スケールメリット**…………… : 規模を大きくすることで得られる利益のこと。
- 生活習慣病**…………… : 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群(がん、循環器疾患、糖尿病など)のこと。

## 【た行】

- 大規模経営体**…………… : 地域内の同じ営農類型の平均的規模と比較して大きい農業経営体のこと。
- 体験型観光**…………… : それぞれの地域が持つ資源を活かした体験交流(体験プログラムや農漁村民泊)を通して、自然・歴史・文化などにふれる観光のこと。
- 耐震化**…………… : 耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判定された建物について、基礎や壁の補強、耐震・制震・免震補強などの耐震改修を行うこと。
- 多地域周遊型**…………… : 複数の観光地を移動し、宿泊地を変えていく旅行形態のこと。
- 多文化共生**…………… : 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
- 男女共同参画社会**…………… : 男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会のこと。
- 地域会議**…………… : 各地域の住民代表組織として市内8地域に設置される市の附属機関で各種団体推薦、有識者、公募委員で構成される会議のこと。地域の意見集約・調整を行い、地域の意見を市長に届けるとともに、市長からの意見聴取に回答する。また、一定枠の範囲で市長に予算の使い道を提案できる。
- 地域子育て支援センター**…………… : 育児相談の対応、指導、育児講座の開催、育児提供者や施設の紹介、親の仲間作りの場としてトータルな子育て支援を行う機関のこと。
- 地域コミュニティ**…………… : 自治会や地域づくり団体など、地域を良くするために活動する住民のつながりや集まりのこと。
- 地域自治制度**…………… : 「栃木市地域づくり推進条例」に基づき、元気な地域づくりに向け、住民・各種団体・企業・行政などが交流・連携し、共に考えながら、各地域が抱える様々な課題を協働で解決していく仕組みのこと。
- 地域主権改革**…………… : 地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会の形成を目指し、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係への転換を図ること。

## 【た行】(つづき)

- 地域包括ケア**…………… : 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
- 治山・治水**…………… 【治山】  
: 森林の健全な維持・造成を通じ、山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全・形成などを図る取組のこと。  
【治水】  
: 河道や遊水地整備などの河川改修や、雨水貯留浸透施設の設置などの流域対策により、洪水や浸水の被害からまちを守る取組のこと。
- 知的欲求**…………… : 珍しいことや未知のことなどに興味を持ち、知りたいと思う本能的な欲求のこと。
- 地方都市リノベーション事業** : 地方都市の既存市街地において、既存ストックの有効利用及び民間活力の活用を図りつつ、持続可能な都市構造への再構築(リノベーション)を図るため、地域に必要な都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等)の整備・維持を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の形成を推進することによる、地域の活性化を目的とした事業のこと。
- 中核病院**…………… : 高度に専門的な知識や経験が要求されるなど、実施に困難を伴う治験・臨床研究を計画・実施できる専門部門及びスタッフを有し、基盤が整備された病院をいう。
- 長寿命化**…………… : 老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるため、物理的な不具合を直し、耐久性を高めるとともに、施設の機能や性能を現在求められている水準にまで引き上げること。
- 低炭素社会**…………… : 地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出が少ない社会のこと。省エネルギー・低炭素エネルギー利用の推進や、3Rの実行による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化する取り組みが求められる。
- デマンドタクシー(蔵タク)** : 電話などで予約した利用者の自宅や指定する場所を順次まわりながら利用者を乗車させ、それぞれの目的地などで降車させるなど、利用者の多様な需要(デマンド)に合わせた交通システムのこと。
- 伝統芸能**…………… : ある地域や国に古くからあった音楽・舞踏・演劇などの総称。
- 統合型地理情報システム** : 地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ(道路、街区、建物、河川など)を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。
- 特別支援教育**…………… : 障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
- 都市公園**…………… : 都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。
- Tochigi City Promotion Creation 1st** : Tochigi City Promotion Design(シティプロモーションをどのようなイメージを持ってどのように進めて行くか、その方向性・基本方針を定めたもの)を基に行う3年間(2017年4月から2020年3月まで)の具体的な取組・行動計画を定めたもの。
- 栃木市自治基本条例**…………… : 市民自治の実現を図ることを目的に、市の自治の最高規範として、自治の基本理念や基本原則等を定めた条例のこと。
- 栃木市地域づくり推進条例**…………… : 市民による身近な地域のまちづくりに関する取組を推進するために必要な事項を定めた条例のこと。

## 【た行】(つづき)

- 栃木市マネジメントサイクル** : 持続可能な行財政運営に向けて、総合計画・行政改革大綱・行政評価システム・予算配分を連動させ、効果的・効率的な事業実施や予算編成を図るための新たな仕組みのこと。
- とちぎ未来アシストネット** : 学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、地域ぐるみの教育で、未来を担う子どもたちの生きる力を育む。その中で、学校と家庭、地域の結び付きを強め、地域住民同士の絆を深めながら、活力あるまちづくりを推進していく仕組みのこと。
- 土地利用型農業**…………… : 土地の広がりをもとに行う農業のこと。通常、稲・麦類などの作物を対象とする。

## 【な行】

- 農業集落排水**…………… : 農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善等を目的に、農業集落におけるし尿や生活雑排水などの汚水を処理する施設のこと。

## 【は行】

- バイオマス**…………… : 動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電する。
- パブリックコメント**…………… : 基本的な施策等を計画決定する際に、事前に内容を公表し、広く市民の意見等を伺おうとするもの。
- ハンディキャップ**…………… : 他の人々と同様に地域での生活に参加する機会が失われたり、制限されていること。
- 販売・流通体制の多様化**…………… : 農産物の安定した取引につなげるため、従来の市場出荷を中心とした流通に加え、食品加工業者や外食などの多様なニーズに対応しうる販売経路の拡大を図ること。
- 病院群輪番制**…………… : 病院が輪番で夜間休日の救急医療を行うもの。
- 福祉総合相談窓口**…………… : 高齢者・障がい者・子育てなどの福祉や保健について、必要な時に必要な情報が得られ、気軽に相談できるワンストップサービス窓口のこと。
- ふるさと大使**…………… : 栃木市の知名度アップ・イメージアップのため、各方面で活躍している本市にゆかりのある方達に、栃木市の魅力などのPRをお願いするもの。

## 【ま行】

- マイバッグ運動**…………… : 買い物袋などを持参し、買い物ごみの発生につながるレジ袋の利用や過剰な包装などを削減するために行動すること。
- まちづくり懇談会**…………… : 市長や市執行部が、市民の市政に対する意見・提案等を直接聴くことにより、課題等を共有し、市政に反映することを目的として開催する懇談会のこと。
- まちづくり実働組織**…………… : 住民が自発的に設置する任意組織で地域内の団体や住民が構成員となり、地域会議と協力しながら地域の課題解決や地域活性化のために活動する組織のこと。市長の認定を受け、市の助成を受けることができる。

## 【や行】

- 友好都市**…………… : 文化交流や親善を目的として結びついた都市同士のこと。
- 優良農地**…………… : 一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地をいう。
- 要支援者**…………… : 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に支援を要する人のこと。

## 【ら行】

- ライフステージ**……………：年齢に伴い変化する生活段階や年代別の生活状況のこと。
- ラムサール条約**……………：1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のこと。
- 立地適正化計画**……………：都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進する計画のこと。
- 歴史的文化遺産**……………：長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産のこと。
- ローリング方式**……………：計画を継続的に推進していくために、計画の期間内に新たな計画の見直しを行う方式のこと。
- 6次産業化**……………：農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、農林漁業者と商工業者が連携して事業を展開する、農林漁業の可能性を広げようとする取組みのこと。

## 【わ行】

- ワーク・ライフ・バランス**…：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。